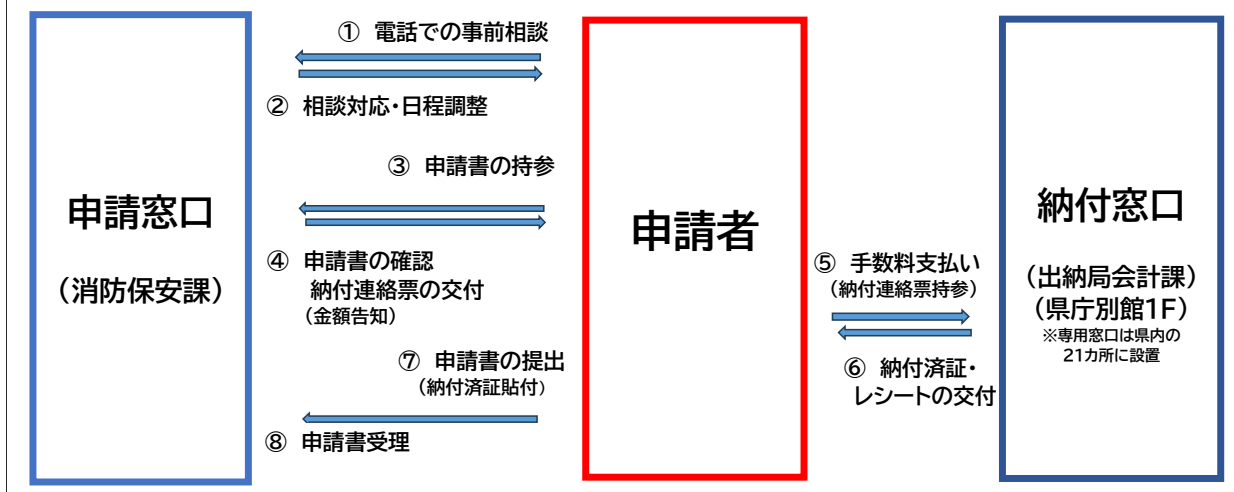


【令和8年1月～】収入証紙廃止後の手数料の支払いについて (電気、高圧ガス、液化ガス、火薬関係にかかる手数料関係)

証紙廃止後の手続きの流れ (R8.1から)



手続きの流れ(基本)

※下線部が変更点

- ①② 申請窓口(消防保安課)に電話し、「申請内容の相談」「持参する日時の予約」をしてください。
- ③ 予約日時に申請窓口へ申請書及び添付書類を持参してください。
- ④ 担当者が申請内容を確認し、「納付連絡票」を渡します。
- ⑤ 県庁内の納付窓口(出納局会計課)で「納付連絡票」を提示し、手数料を納付してください。
- ⑥ 納付窓口で「納付済証」を受け取ってください。
- ⑦⑧ 申請窓口へ申請書と「納付済証」を提出してください。

【納付連絡票について】

※ 該当の手数料納付に必要な、バーコードが印字された紙になります。
申請書持参の際または電話相談の際に、担当者からご案内します。

【納付済証について】

※申請書には、収入証紙の代わりに「納付済証」の貼付となります。

※「納付済証」は収入証紙に代わる大切な書類です。

再交付はできませんのでご注意ください。

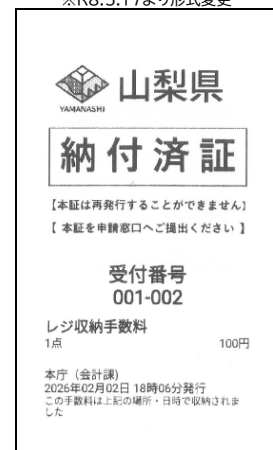
【領収書について】

※キャッシュレス決済の場合、領収書を発行することができません。

領収書の発行を希望される場合は、現金による納付をお願いします。

(キャッシュレス決済の場合はレシートの表示は「利用明細書」となります)

(納付済証見本)
※R8.5.17より形式変更



【申請窓口】

山梨県 防災局 消防保安課 (TEL:055-223-1434)

(所在地:甲府市丸の内1丁目6-1山梨県庁防災新館4F)

※収入証紙の廃止、未使用証紙の払戻し、誤納手数料の還付、納付方法など
手数料制度全般に関しては 山梨県 出納局会計課(TEL:055-223-1308) へお問い合わせください。